

特定非営利活動法人フィールドジャパン
設立申請者 鈴木 実 様

埼玉県県民生活部N P O活動推進課長

市民への説明の要請について

特定非営利活動法人は、特定非営利活動促進法の規定に基づき、設立の認証後に登記をし、遅滞なく、当該登記をしたことを証する登記事項証明書を添付した届出書を所轄庁に提出しなければなりません。しかしながら、貴団体については当該届出書がいまだに提出されていません。

つきましては、下記1に掲げる事項を、下記2により市民へ説明いただくとともに、その説明内容について、埼玉県まで書面により報告してください。

なお、この要請及び貴団体から県に提出された文書は、県のホームページ上に掲載いたします。

また、届出書が提出いただけない場合には、20万円以下の過料が処せられ、又は設立の認証の取消しとなることがありますので、速やかに提出していただきますよう申し添えます。

記

1 説明していただきたい内容

- (1) 設立の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付した届出書の提出がなされていない理由及び今後の提出の予定
- (2) 設立の登記をしていない場合、その理由及び今後の登記の予定

2 市民への説明

(1) 説明の実施方法

市民への説明は自主的に実施されるものであり、実施方法については、貴団体の検討に委ねられるものです。参考例としては以下のものがあり、説明内容を記載した文書を埼玉県に対して送付し、県のホームページに掲載することによって代替することもできます。

- ・ 貴団体の事務所において誰でも閲覧可能な状態で説明文書を備え置く。
- ・ 貴団体が運営するホームページ上において説明文書を掲載する。
- ・ 適切な人数を収容できる会場において説明会を実施する。(その際、実施の案内をあらかじめ周知しておくことが望ましいと考えられます。)

(2) 説明の期限

平成20年9月30日(火)

(3) 埼玉県への書面報告期限

平成20年10月7日(火) 必着

3 問合せ及び提出先

埼玉県県民生活部NPO活動推進課 認証・相談担当

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

電話番号 048-830-2818

FAX 番号 048-830-4751

【参考】

特定非営利活動促進法第13条第2項に定める設立登記完了後提出が必要な書類

- 1 設立登記完了届出書(様式第2号)…1部
- 2 登記事項証明書…3部(3部のうち2部はコピーでも可)
- 3 設立当初の財産目録…3部

○ 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)(抄)

(登記)

第7条 特定非営利活動法人は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

- 2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

(成立の時期等)

第13条 特定非営利活動法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立する。

- 2 特定非営利活動法人は、前項の登記をしたときは、遅滞なく、当該登記をしたことを証する登記事項証明書を添付した届出書を所轄庁に提出しなければならない。

(設立の認証の取消し)

第43条 所轄庁は、特定非営利活動法人が、前条の命令に違反した場合であって他の方法により監督の目的を達成することができないとき又は3年以上にわたって第29条第1項の規定による事業報告書等、役員名簿等又は定款等の提出を行わないときは、当該特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すことができる。

- 2 所轄庁は、特定非営利活動法人が法令に違反した場合において、前条の命令によってはその改善を期待することができないことが明らかであり、かつ、他の方法により監督の目的を達することができないときは、同条の命令を経ないでも、当該特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すことができる。

第49条 次の各号のいずれかに該当する場合には、特定非営利活動法人の理事、監事又は清算人は、20万円以下の過料に処する。

- 一 第7条第1項の規定による政令に違反して、登記をすることを怠ったとき。

○ 組合等登記令(昭和39年政令第29号)(抄)

(設立の登記)

第3条 組合等の設立の登記は、設立の許可、出資の払込みその他設立に必要な手続が終了した日から二週間以内に、主たる事務所の所在地においてしなければならない。

- 2 前項の登記には、前条に掲げる事項を登記しなければならない。
- 3 組合等は、設立の登記をした後二週間以内に、従たる事務所の所在地において、前条に掲げる事項を登記しなければならない。